

大田原市議会業務継続計画 (議会BCP)

概要版



大田原市議会

対象とする災害等

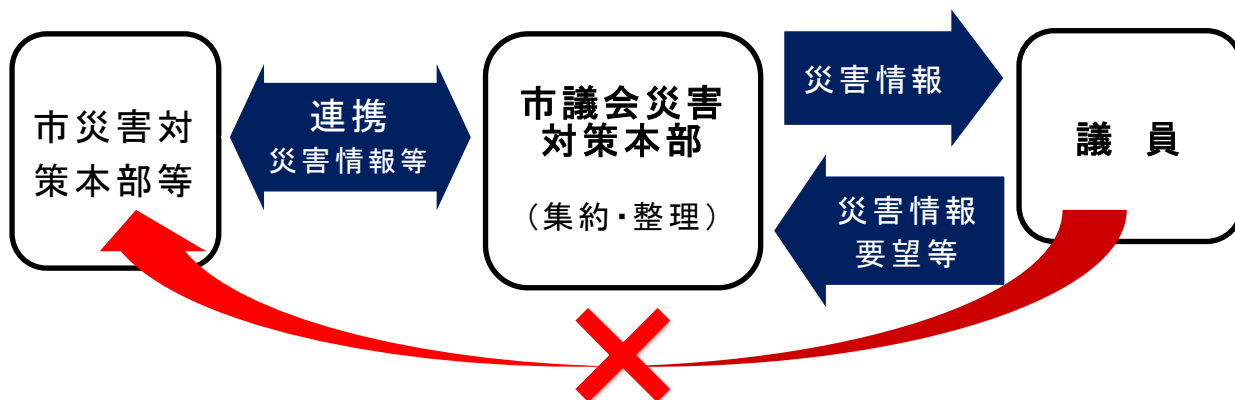
議会BCPの対象とする災害等（以下「対象災害等」という。）は、次表のとおりとする。

対象災害等種別	内 容
地震	・震度6弱以上の地震が発生したとき
風水害	・特別警報が発表されたとき
感染症	・厚生労働省が定める指定感染症、新感染症、新型インフルエンザ等感染症で、措置を講じなければ市民の生命及び健康に重篤な影響を与える恐れのあるものが発生したとき
その他	・原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法第15条第2項に定めるものをいう。）に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に市域が含まれるとき ・大規模な火災、爆発、テロ行為等により、相当規模の災害が発生したとき ・その他議長が必要と認めるとき

災害等発生時の議員及び議会事務局の行動指針

議 員	議員は、地域の一員として災害等の対応を行いながら、地域の被災状況や要望等の情報収集及び市民への正確な情報提供に努める。
	災害等の情報の収集及び要請等の行動については、議員が個々に行うのではなく、その状況と必要性を見極めた上で議会として集約し、対応する。
	行政監視機能と議決機関としての機能を適正に実行するため、常に市議会災害対策本部からの情報を収集・確認する。
議会事務局	大田原市災害対策本部の組織及び運営に関する要綱第5条及び第6条の規定により行動する。

市との協力・連携



議会BCP対応組織

市議会災害対策本部の設置

議長は、議会BCPの対象となる災害等が発生したときは、大田原市議会災害対策本部を設置し、議会BCPの対象となる災害等の対策が概ね完了したと判断したときは、市議会災害対策本部を解散する。

組織の構成員

- (1) 本部長は議長
- (2) 副本部長は副議長
- (3) 本部役員は議会運営委員長、常任委員会委員長、会派代表者
- (4) 本部員は上記を除く議員

所掌する事項

- (1) 本部員からの情報の把握に関すること。
- (2) 市災害対策本部への情報提供に関すること。
- (3) 市災害対策本部からの情報収集に関すること。
- (4) 国・県・地元選出関係国会議員、関係団体等への要望に関すること。
- (5) 本部員への情報伝達に関すること。

対象災害等発生時の議長・議員・議会事務局が果たすべき役割

議長の役割

- (1) 市議会災害対策本部の設置と委員の招集

議員の役割

- (1) 自らの安否・居所・被害状況等を市議会災害対策本部へ報告する。
- (2) 自治会や自主防災組織等の災害支援活動に協力する。
- (3) 被災者に対する相談及び助言等を行う。

議会事務局の役割

- (1) 災害発生又は発生見込みの段階で初動対応を行う。
- (2) 市議会災害対策本部の会議運営支援を行う。
- (3) 市災害対策本部に対し必要な協力・支援を行う。
- (4) 議員からの情報を市災害対策本部に提供する。
- (5) 市災害対策本部の会議結果を議員に周知する。
- (6) 市議会災害対策本部の会議結果を本部員に周知する。
- (7) 地域の被災状況や意見・要望を市議会災害対策本部で調整する。
- (8) 復旧等に必要な条例や予算等の審議を行う。

議会BCPを効果的に運用するための環境整備

議会ICT活用

- (1) 災害対応に係る情報収集は、議員所有のタブレット端末から行う。
- (2) タブレット端末の機能は「Gメール」、「Google マップ」を活用する。
- (3) 大規模災害発生直後は、固定・携帯電話等の電話回線は原則使用しない。

非常時の優先業務の区分

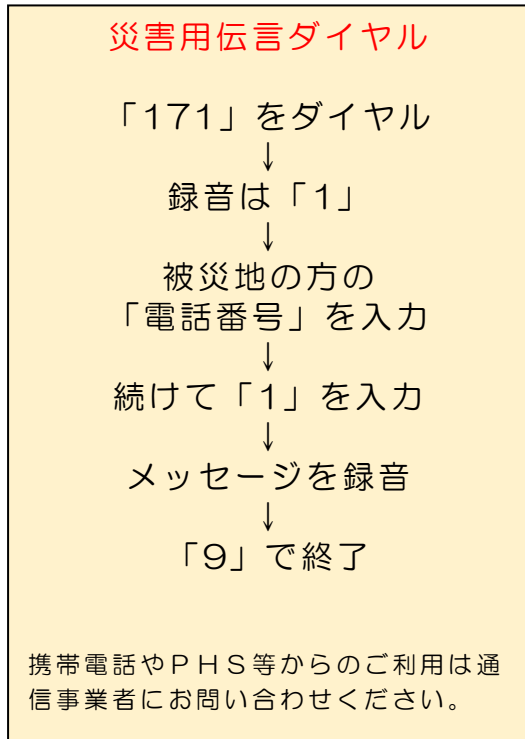
- (1) 大田原市業務継続計画（大規模災害編）により災害の現況把握を行う。
- (2) 大田原市業務継続計画（ICT編）によりシステムの復旧を目指す。

災害用備蓄品の確保

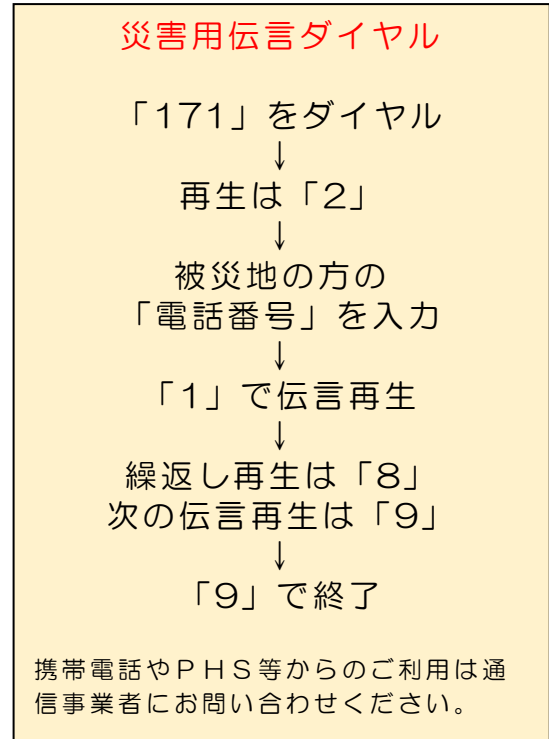
- (1) 議員及び事務局職員は備蓄品を普段から確保し、有事の際に持参する。

災害用伝言ダイヤル（171）及びインターネット登録（web171）の使用

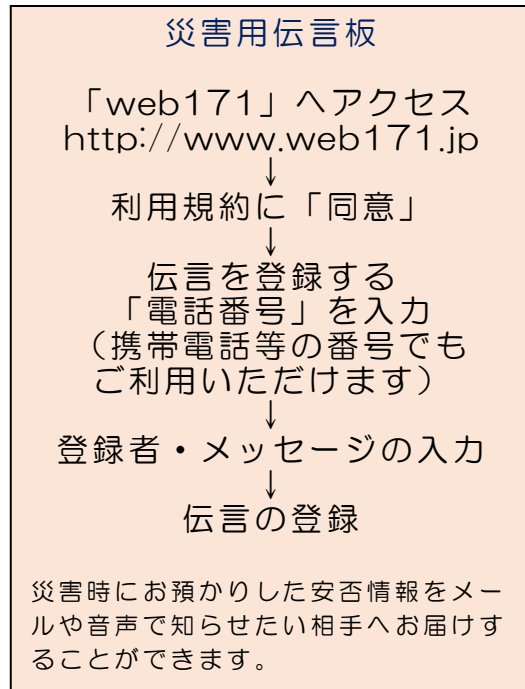
録音編 171
(電話で確認)



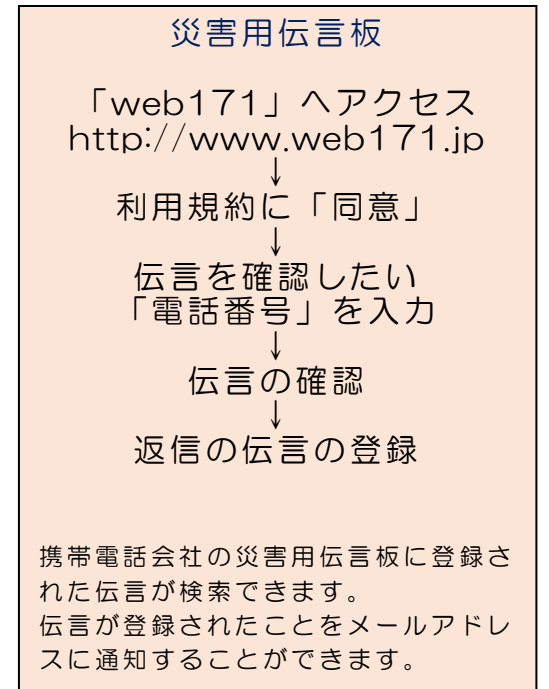
再生編 171
(電話で確認)



登録編 web171
(インターネットで登録)

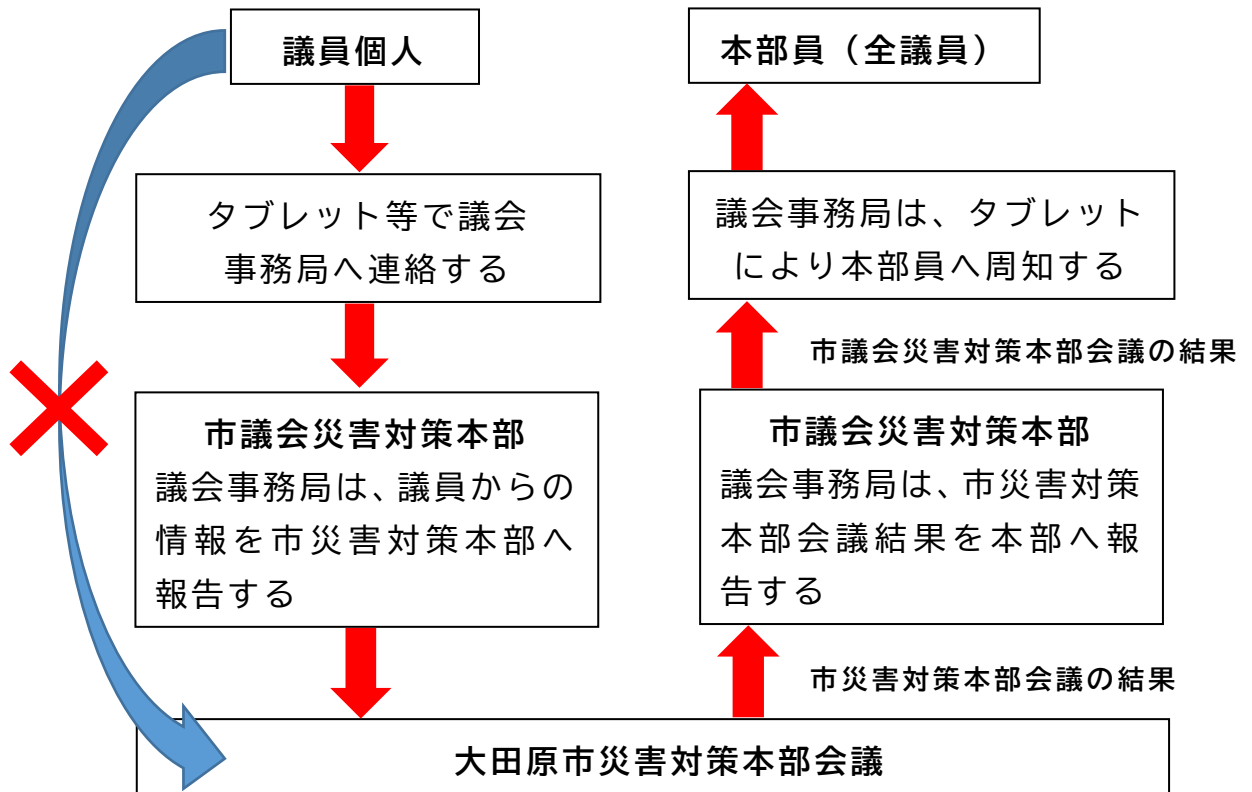


確認編 web171
(インターネットで確認)



地震・風水害・大規模火災編

議員の市議会災害対策本部への連絡手段



対応段階に応じた行動基準フロー図（地震・風水害・大規模火災編）

予想期（発災前）

対象	やるべきこと
議員	議会BCPを事前に確認する
議会事務局	情報連絡体制を確認する（議会タブレット等の確認等） 災害予測情報等を確認する（気象庁HPより）

初動期（発災から概ね3日）

対象	やるべきこと
市議会災害対策本部等	市議会災害対策本部を設置する <ul style="list-style-type: none"> 議会運営委員会と連携し、本部会議の開催日時を調整する 本部会議は解散するまでの間は定期的開催する 会議では本部員や議員からの災害情報を整理する 整理した情報を市災害対策本部へ提供する（提供のみ）

議会・議員	<p>【議会開催中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議等を休憩又は延会する（会議規則） ・議会運営委員会、全員協議会を開催する <p>【議会閉会中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員は、自分や家族等の安否を確認し、議員安否確認票（様式1）により議会事務局へ報告する。 ・議員は、地域の被害状況について可能な範囲で調査し、タブレット又は、被害等情報収集連絡票（様式2）により議会事務局へ報告する。 ・議員は、議会運営委員会の会議結果で行動する ・議員は、自身や身近にいる人の安全を確保する ・視察や出張時は速やかに帰市する ・自治会や自主防災組織の活動に協力する ・被災者の相談・助言等を行う ・被害状況等の情報を市議会災害対策本部へ連絡する
議会事務局	<p>議会運営体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市議会災害対策本部、会派代表者会議、議会運営委員会、全員協議会、本会議支援 ・来庁者の避難誘導、庁舎内被災者の救出等を支援する ・市災害対策本部会議の結果を全議員へ情報提供する ・議員及び事務局職員の安否確認 ・議場や機材の被害確認

応急期（発災4日～7日）

対象	やるべきこと
市議会災害対策本部等	災害救助法や激甚災害等の指定状況を確認する
議会・議員	常任委員会、全員協議会を随時開催する 各種議会関係行事の開催・参加・不参加を協議する
議会事務局	県内の被災自治体の議会事務局との情報共有や相互支援を図る

復旧復興期（発災8日～1か月）

対象	やるべきこと
市議会災害対策本部等	市議会災害対策本部を解散する
議会・議員	復旧復興に関する県や国への要望活動を行う
議会事務局	通常業務

◆議員の初動期における行動フロー図

議会BCP対象の災害発生

自身や家族の被災・住居の被害

ない

ある

自身が被災し、救護を要する場合

家族が被災した場合

住居被害のみの場合

家族等から連絡

死亡・重症

軽症

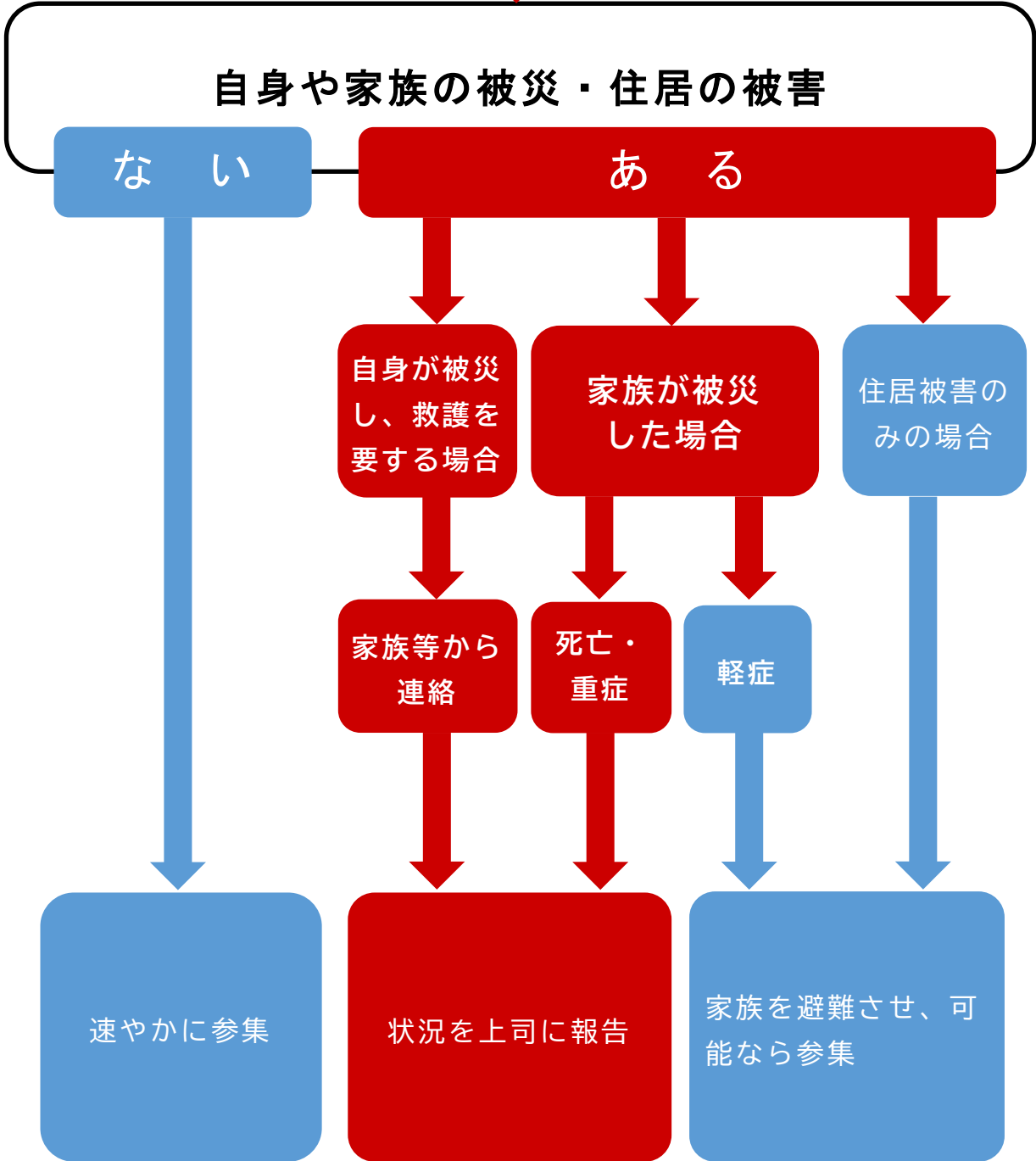
状況を市議会災害対策本部に連絡。安全を確保しつつ、地域の救援・復旧活動に協力

市議会災害対策本部に状況を報告

家族を避難させ、状況を市議会災害対策本部に報告。可能なら地域の救援・復旧活動に協力

◆議会事務局職員の初動期における行動フロー図

議会BCP対象の災害発生



感 染 症 編

発生段階の定義

未知のウイルス発生に備え、「大田原市新型インフルエンザ等対策行動計画」、「大田原市業務継続計画（新型コロナウイルス感染症対応編）」を参考に発生段階を次の6段階に分類する。

発生段階	状 態
レベル1 国内発生	国内で感染症の患者が発生したが、栃木県内では発生していない。
レベル2 近県発生	栃木県近県で感染症の患者が発生し、増加している。
レベル3 県内発生	栃木県内で感染症の患者が発生したが、大田原市内では発生していない。
レベル4 市内発生	大田原市内で感染症の患者が発生。
レベル5 市内感染	大田原市内で感染症の患者が多数発生。
小康期	患者の発生が減少し、流行が低い水準となった。

対応段階に応じた行動基準フロー図（議員）

レベル	項目	何をするか
レベル1 国内発生	会派・議運・全協	議会对応方針の協議（随時）
	感染予防	積極的に実施
	旅行、出張の規制	まん延県への移動自粛
	議会関係行事の開催規制	自粛
レベル2 近県発生	会派・議運・全協	議会对応方針の協議（随時）
		県外への視察等実施可否判断
		県外からの視察等受入可否判断
	感染予防	積極的に実施
	旅行、出張の規制	まん延県への移動自粛
	議会関係行事の開催規制	自粛
	行動・健康状態の管理	必要に応じ行動記録を作成 必要に応じ検温等による健康状態の把握
レベル3 県内発生	会派・議運・全協	議会对応方針の協議（随時）
		県外への視察等実施可否判断
		県外からの視察等受入可否判断
	感染予防	積極的に実施
	旅行、出張の規制	市外への移動自粛
	議会関係行事の開催規制	自粛・中止
	行動・健康状態の管理	必要に応じ行動記録を作成 必要に応じ検温等による健康状態の把握
レベル4 市内発生	会派・議運・全協	議会对応方針の協議（随時）
		県外への視察等実施可否判断
		県外からの視察等受入可否判断
		議会等傍聴自粛要請
		議長は、市議会災害対策本部の設置を検討する
	感染予防	積極的に実施
	旅行、出張の規制	不要不急な外出の自粛
	議会関係行事の開催規制	中止
	行動・健康状態の管理	行動記録の作成と検温等による健康状態の把握
レベル5 市内感染	会派・議運・全協	レベル4同様（視察・傍聴は特に検討）
	感染予防	強く実践
	旅行、出張の規制	レベル4同様
	議会関係行事の開催規制	レベル4同様
	行動・健康状態の管理	レベル4同様
小康期	会派・議運・全協	解除に向けた協議を実施

対応段階に応じた行動基準フロー図（議会事務局）

レベル	項目	何をするか
レベル1 国内発生	会派・議運・全協	運営支援
	情報連絡体制の確立	国・県・市からの情報を議員へ提供する
	予防・まん延防止啓発	議会ホームページ・議会だより・SNSで周知
レベル2 近県発生	会派・議運・全協	運営支援
	情報連絡体制の確立	国・県・市からの情報を議員へ提供する
	予防・まん延防止啓発	議会ホームページ・議会だより・SNSで周知
		手指消毒液等の設置
レベル3 県内発生	会派・議運・全協	運営支援
	情報連絡体制の確立	国・県・市からの情報を議員へ提供する
	予防・まん延防止啓発	議会ホームページ・議会だより・SNSで周知
		手指消毒液等の設置
レベル4 市内発生	会派・議運・全協	運営支援
		議員の健康状態把握
		当局との協議・調整
	情報連絡体制の確立	国・県・市からの情報を議員へ提供する
	予防・まん延防止啓発	議会ホームページ・議会だより・SNSで周知
		手指消毒液等の設置
レベル5 市内感染	会派・議運・全協	レベル4同様
	情報連絡体制の確立	レベル4同様
	予防・まん延防止啓発	レベル4同様
小康期	会派・議運・全協	解除に向けた協議を実施

行動基準については目安であり、国・県の示すガイドラインに準じて行動すること。

市議会としては、会派代表者会議・議会運営委員会・全員協議会で議会運営方針や議員と議会事務局の行動基準等を決定していく。

感染者又は濃厚接触者発生時における初動期の対応フロー図

発熱等の症状がある場合（議員・職員共通）

- 外出及び他者との接触を控える。
- 体温を計測し記録する。
- 可能な限り一定期間の行動を整理し記録する。
- 議会事務局に状況を連絡する。



改善が見られない場合（議員・職員共通）

- 政府や栃木県が示すガイドラインに従う
- 栃木県が設置する感染対策に関するコールセンターに連絡する。



感染者又は濃厚接触者と認定される場合

議 員

- 議会事務局に連絡
【平日の連絡先】
(0287)23-8714（議会事務局）
【夜間・休日の連絡先】
タブレット等で事務局に連絡

議会事務局職員

- 上司に連絡



議会事務局

- 必要に応じて記者クラブへ情報提供
- 議員及び職員の感染経路や登庁履歴の確認
- 議場等の消毒や傍聴の制限など、必要な対応策について市当局と協議

【様式 1】

議員（職員）安否確認票

安否確認日時	月 日 () 時 分	議員（職員）	
安否確認者	事務局職員：	氏名	

安否 状況	本人	被災	無	
			有	軽傷 ・ 重症 ・ その他 ()
	家族	被災	無	
			有	軽傷 ・ 重症 ・ その他 ()
所在地	市内	自宅 ・ 自宅外 ()		
	市外	場所 ()		
居宅の 状況	被害	無		
		有	居宅の被災状況を具体的に記載 (例：家の傾き、床下浸水、一部焼失 等)	
参集の 可否	可・否	参集可能な日時を記載		
連絡先	議員本人と連絡が取れない場合は家族等の連絡先を記入			
その他				

該当箇所を○で囲んでください。(FAX若しくはメールで送信)

議会事務局宛 FAX (0287) 23-8297

議会Gメール：gikai@bu.k-cloud22.biz

【様式 2】

被害等情報収集連絡票

情報内容	至急・通常
------	-------

報告者		受信日時	月 日 () :
連絡方法		受信者	

現地確認日時	月 日 () 時 分 確認
被害等発生概況	(具体的に記載)
指定緊急避難場所 指定避難所の状況	(避難場所・指定避難所の名称 :)
被害状況等	(被災者の状況)
	(道路やインフラ等の状況)
応急対応の状況	
必要と思われる 対策・措置	
その他	